

(就任、退任時の報酬等)

第5条 新たに常勤役員等に就任した者には、その月から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

(公表)

第6条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

附 則

(施行期日)

1. この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(廃止)

2. 従前の社会福祉法人秋田県民生協会役員報酬及び役員・評議員の費用弁償規程は、平成29年3月31日で廃止する。